

悪臭防止法第四条の規定に基づく規制基準

平成八年三月二十九日

山口県告示第二百五十八号

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第四条の規定に基づき、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を次のとおり定め、平成八年四月一日から施行する。

悪臭防止法第四条の規定に基づく規制基準に関する告示(平成二年山口県告示第三百四十四号)は、平成八年三月三十一日限り、廃止する。

- 一 工場その他の事業場(以下単に「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

項	特定悪臭物質の種類	許容限度		
		A 地域	B 地域	C 地域
一	アンモニア	一	二	五
二	メチルメルカプタン	〇・〇〇二	〇・〇〇四	〇・〇一
三	硫化水素	〇・〇二	〇・〇六	〇・二
四	硫化メチル	〇・〇一	〇・〇五	〇・二
五	二硫化メチル	〇・〇〇九	〇・〇三	〇・一
六	トリメチルアミン	〇・〇〇五	〇・〇二	〇・〇七
七	アセトアルデヒド	〇・〇五	〇・一	〇・五
八	プロピオンアルデヒド	〇・〇五	〇・一	〇・五
九	ノルマルブチルアルデヒド	〇・〇〇九	〇・〇三	〇・〇八
一〇	イソブチルアルデヒド	〇・〇二	〇・〇七	〇・二
一一	ノルマルバレルアルデヒド	〇・〇〇九	〇・〇二	〇・〇五
一二	イソバレルアルデヒド	〇・〇〇三	〇・〇〇六	〇・〇一
一三	イソブタノール	〇・九	四	二〇
一四	酢酸エチル	三	七	二〇
一五	メチルイソブチルケトン	一	三	六
一六	トルエン	一〇	三〇	六〇
一七	スチレン	〇・四	〇・八	二
一八	キシレン	一	二	五
一九	プロピオン酸	〇・〇三	〇・〇七	〇・二

二〇	ノルマル酪酸	〇・〇〇一	〇・〇〇二	〇・〇〇六
二一	ノルマル吉草酸	〇・〇〇〇九	〇・〇〇二	〇・〇〇四
二二	イソ吉草酸	〇・〇〇一	〇・〇〇四	〇・〇一

備考

- 「A地域」、「B地域」及び「C地域」とは、それぞれ悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示(平成八年山口県告示二百五十七号)の別図の淡緑色で着色した部分の地域、桃色で着色した部分の地域及び黄色で着色した部分の地域をいう。
- この表の許容限度の値は、特定悪臭物質の含有率が百万分の一である場合を一として表示したものである。

二 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準排出口における許容限度は、次の式により算出した特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式は、補正された排出口の高さが五メートル未満となる場合については、適用しない。

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量(単位 温度摂氏零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He 次の式により算出し、補正された排出口の高さ(単位メートル)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = 0.795 \cdot (Q \cdot V) / (1 + (2.58 / V))$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1 / J) - 1)$$

$$J = 1 / (Q \cdot V) (1,460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位メートル)

Q 温度摂氏十五度における排出ガスの流量(単位立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位絶対温度)

Cm 一の表の許容限度値

三 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質(次の表の第二欄に掲げる物質に限る。)を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準

項	特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度		
			A地域	B地域	C地域
一	メチルメルカプタン	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇三	〇・〇六	〇・二
		〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇〇七	〇・〇一	〇・〇三
		〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇〇二	〇・〇〇三	〇・〇〇七
二	硫化水素	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・一	〇・三	一
		〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇二	〇・〇七	〇・二
		〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇〇五	〇・〇二	〇・〇五
三	硫化メチル	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・三	二	六
		〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇七	〇・三	一
		〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇一	〇・〇七	〇・三
四	二硫化メチル	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・六	二	六

	○・○○ー立方メートル毎秒を超え、○・ー立方メートル毎秒以下の場合	○・ー	○・四	ー
	○・ー立方メートル毎秒を超える場合	○・○三	○・○九	○・三

備考

- 1 この表の許容限度の値は、一リットルにつきミリグラムを単位として表示したものである。
- 2 一の表の備考1は、この表について準用する。